

地域密着型介護老人福祉施設 瑞梅苑

(介護予防)短期入所 利用料金表

令和6年8月

1割負担		1日あたり	介護サービス費	夜勤職員配置 加算Ⅳ	看護体制加算ⅠⅡ	サービス提供 体制強化加算Ⅱ	食費	居住費	
介護 保険 負担 限度 額 認定 証	第4 段階	要支援1	4,041円	547円	21円	13円	19円	1,445円	2,030円
		要支援2	4,172円	678円					
		要介護1	4,256円	728円					
		要介護2	4,326円	798円					
		要介護3	4,403円	875円					
		要介護4	4,477円	949円					
	第3 段階 ②	要支援1	3,236円	547円	21円	13円	19円	1,300円	1,370円
		要支援2	3,367円	678円					
		要介護1	3,451円	728円					
		要介護2	3,521円	798円					
		要介護3	3,598円	875円					
		要介護4	3,672円	949円					
	第3 段階 ①	要支援1	2,936円	547円	21円	13円	19円	1,000円	1,370円
		要支援2	3,067円	678円					
		要介護1	3,151円	728円					
		要介護2	3,221円	798円					
		要介護3	3,298円	875円					
		要介護4	3,372円	949円					
	第2 段階	要支援1	2,046円	547円	21円	13円	19円	600円	880円
		要支援2	2,177円	678円					
		要介護1	2,261円	728円					
		要介護2	2,331円	798円					
		要介護3	2,408円	875円					
		要介護4	2,482円	949円					
第1 段階	要支援1	1,746円	547円	21円	13円	19円	300円	880円	
	要支援2	1,877円	678円						
	要介護1	1,961円	728円						
	要介護2	2,031円	798円						
	要介護3	2,108円	875円						
	要介護4	2,182円	949円						

2割負担		1日あたり	介護サービス費	夜勤職員配置 加算Ⅳ	看護体制加算ⅠⅡ	サービス提供 体制強化加算Ⅱ	食費	居住費
	要支援1	4,605円	1,093円	42円	25円	37円	1,445円	2,030円
	要支援2	4,868円	1,356円					
	要介護1	5,034円	1,455円					
	要介護2	5,174円	1,595円					
	要介護3	5,329円	1,750円					
	要介護4	5,476円	1,897円					

3割負担		1日あたり	介護サービス費	夜勤職員配置 加算Ⅳ	看護体制加算ⅠⅡ	サービス提供 体制強化加算Ⅱ	食費	居住費
	要支援1	5,171円	1,640円	62円	37円	56円	1,445円	2,030円
	要支援2	5,564円	2,033円					
	要介護1	5,812円	2,182円					
	要介護2	6,023円	2,393円					
	要介護3	6,255円	2,625円					
	要介護4	6,475円	2,845円					

※夜勤職員配置加算、看護体制加算は要支援の方は対象外です。

☆その他の加算(該当時・対象の方のみ算定)

療養食加算(医師の指示による特別食の提供)	1食につき	9円
送迎加算	1回につき	190円
緊急短期入所受入加算	1日につき	95円
介護職員等処遇改善加算【Ⅱ】	所定単位数に加算率13.6%を乗じた単位数	

☆食費(1,445円)内訳

朝食	320円
昼食・おやつ	605円
夕食	520円

地域密着型介護老人福祉施設瑞梅苑 短期入所生活介護運営規程

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人怡土福祉会が開設する地域密着型介護老人福祉施設瑞梅苑（以下「施設」という。）が行う、指定短期入所事業の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある者に対し、適切な短期入所生活介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 施設は、短期入所生活介護サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のサービスを行う。
2. 入所者の人格を尊重し、常に入所者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、入所者及び家族のニーズを的確に捉え、入所者が必要とする適切なサービスを提供する。
3. 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービス・福祉サービスの提供者との密接な連携に努める。
4. 適切な介護技術をもってサービスを提供する。
5. 常に提供したサービスの質の管理・評価を行う。

(施設の名称等)

第3条

施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 地域密着型介護老人福祉施設瑞梅苑
- (2) 所在地 糸島市池田382-1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条

施設に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者） 1名（常勤、兼務）
施設長（管理者）は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名（非常勤、兼務）

入所者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のため適切な措置を行う。

- (3) 介護支援専門員 1名（常勤、兼務）
施設サービス計画の作成、実施状況を把握し、入所者の満足度を確保する。
- (4) 生活相談員 1名以上（常勤、専従）
入所者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。又、常に介護支援専門員との連携を図りサービス計画につなげる。
- (5) 管理栄養士 1名（常勤、兼務）
嗜好を考慮した献立作成、栄養管理・栄養ケアマネージメント、療養食の提供、栄養計算等食事業務全般並びに入所者に対する栄養指導等を行う。
- (6) 看護職員 1名以上（常勤、非常勤／専従、兼務）
入所者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (7) 介護職員 1名以上（常勤、非常勤／専従、兼務）
入所者の心身の状況等的確に把握し、入所者に対し適切な介助を行う。
- (8) 機能訓練指導員 1名（常勤、兼務）
入所者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。
- (9) その他の職員
上記職種の他、職務内容に応じて必要な職員を置く。

(入所定員)

第5条

- 1. 施設の入所定員は、地域密着型介護老人福祉施設瑞梅苑の定員29名、
(介護予防)短期入所生活介護の定員1名の計30名以内とする。
- 2. 施設のユニット数は3ユニットとする。
- 3. ユニットごとの定員は次のとおりとする。
10名（介護予防短期入所者含む）
- 4. 災害等やむをえない場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用できない。

(入所者に対する指定短期入所生活介護サービスの内容及び利用料その他の費用の額)

第6条

- 1. 指定短期入所生活介護事業の内容は次のとおりとする。
 - (1) 日常生活上の援助
 - (2) 健康状態の確認
 - (3) 機能訓練サービス
 - (4) 入浴サービス
 - (5) 食事サービス
 - (6) 送迎サービス

(7) 相談・援助に関すること

(8) レクリエーション行事の実施

(9) 短期入所生活介護計画の作成

(10) その他入所者が適切なサービスを利用できる為の便宜の提供

施設は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護サービスを提供した場合、入所者から利用料の一部として、当該施設サービス費用基準額から指定短期入所生活介護サービスの額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2. 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3. 前項の支払を受ける額のほか、別紙利用料金表に掲げる項目については別に料金の支払を受けるものとする。

4. 前項の費用の支払を受ける場合には、入所者又はその家族に対し事前に文書を交付して説明を行い、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常を送迎の実施地域)

第7条

通常を送迎範囲は以下の地域とする。尚、当該地域以外の地域に居住する被保険者に対して送迎が行われることを妨げるものではない。

糸島市、福岡市西区

(施設利用に当たっての留意事項)

第8条

1. 入所者は、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2. 入所者が外出を希望する場合には、所定の手続きにより管理者に届け出る。

3. 入所者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別な理由がない限り受診する。

4. 入所者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力する。

5. 入所者は施設内で次の行為をしてはならない。

(1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

(2) けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。

(3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。

(4) 指定した場所以外で火気を用いること。

(5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

6. 入所者は、サービスに係る利用料等を当該サービスを利用した月の翌月末日までに速やかに支払うものとする。

7. 入所にあたり入所者は施設と利用契約を締結する。契約の有効期限は要介護認定

の有効期限と同じだが、入所用件が満たされていれば、自動的に更新する。

8. 入所者は、理由の如何を問わずいつでも契約を解除することができる。
9. 以下の場合、連絡がなくとも契約は自動的に終了する。
 - (1) 他の介護保険施設や認知症対応型共同生活介護事業所等へ入所した場合
 - (2) 介護認定区分が、非該当となった場合
 - (3) 死亡または被保険者資格を喪失した場合
10. 以下の場合、施設から通知の上契約を解除する。
 - (1) サービスの利用料金を3ヶ月以上滞納し、支払いを催告したにもかかわらず10日以内に入金がない場合。
 - (2) 医療機関へ入院した場合。
 - (3) やむを得ず、施設を縮小または閉鎖する場合。

(緊急時における対応方法)

第9条

施設は、サービス提供に際して入所者病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師や家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条

1. 施設は、非常災害に備えて必要な設備（スプリンクラー・消火器・防火扉・非常用自動通報装置）を設け、防災、避難に関する計画を作成する。
2. 非常災害に備え、年2回以上（うち1回は夜間または夜間想定訓練）、避難、救出その他必要な訓練等を行う。

(協力病院等)

第11条

入院治療を必要とする入所者のために協力病院を定める。また、協力歯科医療機関を定める。

- (1) 医療法人社団朝菊会昭和病院 福岡市西区北原2-2-6
- (2) 松田歯科医院 福岡市城南区荒江1-34-21

(秘密の保持)

第12条

1. 職員は、正当な理由なく業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を他に漏らしてはならない。
2. 職員に対しては、退職後も、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持

させる為、入職時に書面にて取交わすこととする。

3. 居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ入所者の同意を得る。

(身体拘束)

第13条

1. 施設は、入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」と言う。）を行わない。
2. 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録し、家族等にも説明を行う。

(虐待防止に関する事項)

第14条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (2) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (3) 成年後見制度の利用支援

入所者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備

(苦情対応)

第15条

1. 施設は、提供したサービスに関する入所者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、施設長、介護支援専門員、または担当生活相談員が受付窓口となり、事実関係調査の実施、改善措置、入所者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。
2. 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、入所者からの苦情に関する調査に協力する。
市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
3. サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第16条

施設は、運営に当たって、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生時の対応)

第17条

1. 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じる。
2. 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(従業員の研修)

第18条

施設は従業員の資質の向上を図るため、採用時3ヶ月以内、また、1年に1回以上研修の機会を確保する。

(委任)

第19条

この規程に定める事項のほか、施設の運営に関する重要事項は、理事長が定める。

付則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月1日から施行する。